

長久手市立小中学校

保護者の皆様

新型コロナウイルス感染症の対応にかかわるガイドライン

長久手市教育委員会

学校教育活動再開以降、保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染拡大防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

さて、愛知県内ではこのところ新型コロナウイルスの感染者が増えており、今後の状況が心配される所です。長久手市では、5月15日付けの「学校再開に向けたガイドライン」の中で、「児童生徒、職員が感染した場合、保健所の指導のもと、臨時休業すべきか否かを判断します」と示させていただきましたが、このたび、新型コロナウイルス感染症の対応にかかわる具体的なガイドラインを下記のとおり決定しました。対応につきましてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 児童生徒の健康状態の把握

- (1) これまで同様、ご家庭で検温、健康状態の確認をし、健康チェックカードに記入し、担任に提出してください。発熱症状やかぜ等の症状がある場合は登校を控えさせてください。(出席停止扱いとなります)
- (2) 登校後に、発熱症状や強いだるさ、息苦しさ、おう吐等の症状がみられた場合は、早退となります。お迎えをお願いします。

2 児童生徒に感染症が疑われる場合

- (1) 発熱や倦怠感、のどの痛み等、体調がすぐれない場合は、医療機関を受診し、医師の指示を仰いでください。必要に応じ、帰国者・接触者相談センターに連絡をしてください。
- (2) 医療機関、保健所の指示でPCR検査等が必要になった場合は、学校に連絡をお願いします。

3 児童生徒等（児童生徒本人や同居家族）が感染者または濃厚接触者となった場合

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。保護者から学校にその旨連絡をお願いします。
- (2) 感染者本人への行動履歴等のヒアリングは保健所が行います。濃厚接触者の特定も保健所が行いますので、学校ではお答えできません。ご心配な場合は、保健所へお問い合わせください。なお、児童生徒等が濃厚接触者となった場合には、保護者から学校にその旨連絡をお願いします。

- (3) 児童生徒の感染が判明した場合や児童生徒が濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法第19条に基づき、「出席停止」となります。
- (4) 児童生徒の感染が判明した場合には、校内の消毒作業や濃厚接触者特定のため、学校は、ただちに臨時休業となります。なお、その期間は、原則3日間としますが、感染者の学校における活動状況、接触者の人数、地域における感染拡大の状況、感染経路により、期間が延長されることもあります。

4 教職員が感染者となった場合

3 (4)と同様、原則3日間の臨時休業となります。感染の状況により、期間が延長されることがあります。

5 その他

- (1) 臨時休業を実施する場合、保護者の皆様には、状況に応じてメール配信等で連絡します。休業期間についても保健所の指示に従い連絡します。児童生徒が登校後に臨時休業とすることとなった場合は、メール配信をしたのち、下校します。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関して、報道等でご存じのように、SNS等で風評が流れることが散見されています。感染者や濃厚接触者となった方の人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。
- (3) 長久手市ホームページにあります「帰国者・接触者相談センター」の情報を掲載します。ご参照いただければと思います。

〈帰国者・接触者相談センター〉

【設置場所】

瀬戸保健所 0561-21-1699

* 一般電話相談窓口とは別の電話番号になっています。

【開設時間】

平日：午前9時から午後5時まで

夜間・土曜日・日曜日・祝日：オンコール（24時間）体制

[連絡先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室 TEL 0561-56-0626]